

(4) 耳標再発行請求を行いましょ (メニュー番号: 5#)

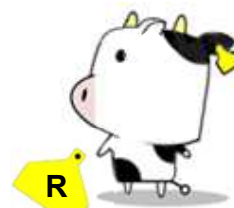
◆再発行を行う牛の個体識別番号(10桁)【#】を入力

◆耳標再発行請求を行う耳標枚数を入力

片耳分の場合は 【1】 【#】  
両耳分の場合は 【2】 【#】

◆耳標再発行請求理由を入力

脱落は 【1】 【#】  
装着ミスは 【2】 【#】  
その他は 【9】 【#】



再発行請求

音声案内の途中でも入力できます。  
【該当番号+#】を続けて入力してください。

確認のため、入力された内容がアナウンスされます。

◆修正がある場合は 【\*】 を入力

→ 入力内容が取り消され、はじめに戻ります。

◆内容がよろしければ 【#】 を入力

→ 入力内容が登録されます。

◆終了する場合は 【1】 【#】 を入力

◆続けて耳標再発行請求を行う場合は 【2】 【#】 を入力

→ はじめに戻ります。

◆その他の届出を行う場合は 【3】 【#】 を入力

→ 1ページのメニュー番号の選択に戻ります。

**ご注意ください！！**

1. 耳標再発行請求を行ってから耳標が届くまで、**2週間程度かかります。**
2. 耳標再発行請求した耳標は、**所属団体に送付されます。**
3. 片耳耳標(又は両耳耳標)の**再発行請求中に、脱落枚数の変更など、続けて同じ個体識別番号の耳標再発行請求を行うことはできません。**請求した再発行耳標がお手元に届いてから、必要な手続きを行ってください。
4. 耳標再発行請求は、**いったん受付を完了してしまうと修正・取り消しができません。**片耳耳標(又は両耳耳標)など請求内容を十分ご確認のうえ、請求してください。
5. 出荷直前又は輸送中に耳標が脱落し耳標再発行請求をした場合、耳標は請求者の所属団体に送付されますので、**譲り渡し先に転送してください。**
6. 耳標再発行請求より先に転出・転入の届出を行い、登録されてしまうと、**自身が当該牛の管理者ではなくなり、再発行請求はエラーとなります。**登録内容の確認は、届出の翌日以降、**(独)家畜改良センター(0248-48-0596)**までお問い合わせください。
7. 耳標の脱落中の措置について、牛トレーサビリティ法施行規則第13条により、管理者は次の措置を講じてください。

- 脱落した耳標又は当該個体識別番号を記載した札を当該牛にひも等で取り付ける。
- 当該牛の耳以外の部分に個体識別番号を塗料等で記載する。